

議案第101号

北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について

北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年11月24日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

(北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正)

第1条 北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年北名古屋市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第2条 北名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情を証明する書類を添付して」を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。